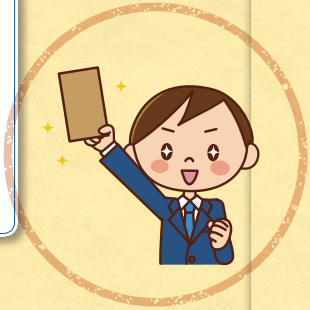


# 報酬・賞与の区分が 明確化されます



「報酬」および「賞与」の区分は、保険料額や保険給付金の計算の基礎となることから、正しく判別のうえ届出を行う必要があります。

今般、厚生労働省より通知が発出され、「通常の報酬」「賞与にかかる報酬」および「賞与」の区分について、諸規定または賃金台帳等から二以上の異なる性質を有する手当等であることが明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるものごとに判別すること等の取扱いが明確化されました。この取扱いは、平成31年1月4日から適用されます。

詳細は、当組合ホームページNEWS & TOPICSをご確認ください。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)  
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)  
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

## 市区町村等から医療費の 助成を受けている方へ

必ず  
当組合に  
ご連絡  
ください

当組合では、医療機関等での窓口負担額が高額になった場合、保険給付金（法定給付：高額療養費・家族高額療養費等、付加給付：一部負担還元金・家族療養費付加金等）を自動払いで支給しておりますが、自治体等の公費負担による医療費助成と重複して受給されているケースがあります。自治体等から送付される公費負担医療助成制度の通知書や連絡票等により、当組合では該当者の確認を行っておりますが、送付されない自治体等もあります。

万が一重複して受給されていることが判明した場合、法定給付である高額療養費等は自治体等（場合によっては当組合）に、また、付加給付である一部負担還元金等は当組合に返還していただくことになります。このようなことを防ぐため、公費負担の医療費助成を受けている（受けられる）方は、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、自治体等より公費負担の医療費助成を受けていることが判明した場合は、当組合より調査・確認のご連絡をいたします。

※転動や引っ越しなどで転居された方は、必ず「住所変更届」を提出してください。

### 医療費助成とは？

医療費助成（年齢・疾病等による）に該当する方が、医療機関等で受診したときの窓口支払分について、全額または一部を助成することで経済的負担の軽減を図るものです。なお、自治体等によって実施している医療費助成制度が異なりますので、お住まいの市区町村の役所でご確認ください。

例えば…

心身障害者（児）・ひとり親家庭 など

市区町村



医療費の助成

被保険者・被扶養者



連絡

健保組合



問合せ

組合本部 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)  
城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)  
城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)